

くらしの巡回講座実施要綱

(趣旨)

第1条 消費者トラブルの防止や消費生活に必要な知識の普及を図ることにより、市民の安全で安心できる暮らしの実現のため、次条に定める集会に講師を派遣するくらしの巡回講座（以下「巡回講座」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象とする集会）

第2条 巡回講座の対象とする集会（以下「対象集会」という。）は、本市内に在住、在勤、又は在学する者が概ね10人以上参加する消費者トラブルの防止や消費生活に関する講座であって、市内において開催されるもののうち、団体（公共施設の指定管理者や市の外郭団体を除く。）、事業者及び学校（以下「申込者」という。）が主催するものとする。

（巡回講座の開催日時等）

第3条 巡回講座の開催日時及び所要時間は、次のとおりとする。ただし、消費生活センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（1）開催日時は、千葉市の休日を定める条例（平成元年条例第1号）に規定する休日を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。

（2）所要時間は、1講座当たり30分以上2時間以内で実施するものとする。

（巡回講座の内容）

第4条 巡回講座の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）消費者トラブルの防止に関すること

（2）消費生活に必要な知識の普及に関すること

（3）その他消費生活の向上を図るため必要と認めること

（派遣講師）

第5条 巡回講座に派遣する講師は、次の各号に掲げる者とする。

（1）消費生活センターの消費生活相談員

（2）外部招聘講師

（3）消費生活センター職員

（実施方法）

第6条 巡回講座は申込者からの申込みにより、講師が対象集会の開催場所に出向き、実施する。

2 前項の対象集会の開催場所は、巡回講座の申込者が用意するものとする。

（実施の申込み）

第7条 巡回講座を希望する申込者は、実施希望日の2か月前までに、くらしの巡回講座申込書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

（派遣の決定）

第8条 所長は、前条に基づき行われた申込みを審査し、講師派遣の可否を決定したとき

は、くらしの巡回講座決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

（講師派遣の制限）

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師の派遣を行わないものとする。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- （2）政治、宗教又は営利を目的とするもの
- （3）この事業の目的に反すると認められるもの
- （4）派遣する講師の確保ができないとき

（経費の負担）

第10条 巡回講座の開催に係る次の各号の経費は、申込者が負担するものとする。

- （1）開催場所の借用に要する費用
- （2）外部招聘講師が実施する講座で使用する有償の資料及び材料費等に要する費用

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、巡回講座の実施に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第2条の人数の規定は、令和7年4月1日以後の申込みに係るものから適用し、同日前の申込みに係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

様式第1号

様式第1号

くらしの巡回講座申込書

申込日： 年 月 日

(あて先) 千葉市消費生活センター所長

「くらしの巡回講座」を次のとおり申し込みます。

申込者 団体・事業者・ 学校名				
代表者	(役職) (氏名)			
連絡責任者	氏名	ふりがな		
	住所	〒		
	電話番号		FAX	
開催希望 日 時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
	第3希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
開催場所	名称			
	所在地	〒		
希望テーマ		番号 () 講座名 ()		
受講対象者	<input type="checkbox"/> 主に高齢者等 <input type="checkbox"/> 高齢者等を見守る方 (民生委員、自治会役員、ヘルパー、施設職員など) <input type="checkbox"/> その他 ()			
人数	参加予定 人 (この内、市内在住・在学・在勤者 人)			
当講座の 実施の有無	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 実施したことがある (実施時期 年 月 頃)			

様式第2号

様式第2号

くらしの巡回講座決定通知書

年 月 日

団体・事業者・**学校**名

代表者 様

千葉市消費生活センター所長

年 月 日付けで申し込みがありました「くらしの巡回講座」について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 次のとおり実施します

講 座 名											
日 時	年 月 日 ()			時 分	～	時 分					
実 施 場 所	名 称										
	所在地	〒									
派遣する者											
実施条件等											

※ くらしの巡回講座終了後、1週間以内に主催者向けアンケートにご協力ください。

2 次の理由により実施できません。

理 由	
-----	--

(お問い合わせ先)

〒260-0045 千葉市中央区弁天 1-25-1

千葉市消費生活センター

電話